

## 平成28年度第 1 回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 平成 28 年 5 月 25 日（水） 10 : 00~10 : 50  
開催場所 石狩市役所 3 階 庁議室  
出席者 会長：高宮則夫  
委員：亀岡和子、袴田律子、清野和彦、木村峰子、近藤八重子、中川京子  
欠席者 松永昭司、新海節、中村嘉光  
事務局 大塚財政部長、青山財政課主査  
傍聴者 1 名

### 【開 会】

○事務局（大塚）： 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻でございますので、只今より使用料、手数料等審議会を開会いたします。なお、松永副会長、新海委員、中村委員から本日都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告申し上げます。

それでは、本日の審議案件、施設使用料及び手数料の改定について、本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は副市長の白井よりお渡しさせていただきます。

○副市長： 「施設使用料及び手数料の改定について」、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

○事務局（大塚）： 審議に先立ちまして、副市長の白井よりご挨拶を申し上げたいと存じます。

○副市長： 皆さまにおかれましては、市政全般においてご理解ご協力を賜っており、この機会をいただきましてお礼を申し上げます。本市は今年度市制施行 20 周年を迎える節目の年となるほか、平成 30 年度に厚田に開業予定の道の駅建設に向けた造成工事に着手することとなっております。引き続き、まちづくりに対し、皆さまのご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、当審議会は、平成 13 年度より市民生活に重大な影響のある使用料、手数料等の設定にあたって、その全てが市民参加の下、公平な論議を踏まえて設定できるよう条例により設置されたところでございます。

従いまして、これらは市の貴重な財源であるとともに、受益と負担の公平性の観点に立って利用される方の負担のルールを定めるものとして非常に重要なものであると考えております。

その一方で、利用者側の視点も必要であるなど、非常に多角的な視点に立った上で、適正に設定する必要があることから、委員の皆さまには大変ご苦労をおかけするところではありますが、前回の全面改定から 3 年が経過するというところで、今回改めて全ての使用料、手数料を見直すものであり、委員各位におかれましては、これまで培ってこられました知識・経験等を大いにご活用いただく中で、この審議会からの答申を行政に反映して参りたいと考えております。

宜しくご審議の程をお願い申し上げます。審議会開催にあたる挨拶とさせていただきます。

○事務局（大塚）： 白井副市長につきましては、この後公務のため退席させていただきます。以降につきましては、高宮会長に進行をお願いいたします。

○高宮会長： ただ今から、審議を開始します。それでは、早速、本審議会に諮問された「施設使用料及び手数料の改定について」を議題といたします。事務局から提出されている資料について、説明をお願いします。

○事務局（青山）： それでは、使用料及び手数料等の改定案について、資料に沿って順にご説明いたします。まず資料 1 の 1 ページをご覧ください。

本市における使用料及び手数料等については、行政サービスの提供と社会経済情勢に応じた適切な

受益者負担を図るため、平成 26 年度に全面的な改定を行っております。この度 3 年が経過し、時間の経過とともに本来設定すべき金額とのかい離が生じてくる可能性もあることから、「使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、検討を重ねてきたところであります。

次に改定の基本的な考え方についてです。前回の審議会の際にもご説明しておりますが、内容について簡単にご説明させていただきます。

使用料、手数料等の設定については、次の 4 点を基本としています。1 点目として、料金設定にあたり、原価計算方式によるコスト算定を行う。2 点目として、行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。3 点目として、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率を設定する。具体的には、現行料金の 2 倍を上限としています。4 点目として、概ね 3 年ごとに定期的な料金見直しを実施する。以上 4 項目を基本的な考え方としております。

次に、使用料の設定における考え方についてご説明します。2 ページ上の図をご覧ください。

使用料の検討にあたっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた「公費（税金）負担」と「受益者負担」の割合を明確化することとしています。サービスの性質により必需的なものか、選択的なものか、または市場の代替性があるか否かによって、4 つの分類を定めております。

具体的には、第 1 分類としては、必需的・非市場的サービス、例えば道路や公園などが該当します。第 2 分類としては、選択的・非市場的サービス、例えば体育館、運動場、集会所・コミュニティセンターなどになります。第 3 分類としては、選択的・市場的サービス、例えばテニスコート、プールなどになります。第 4 分類としては、必需的・市場的サービス、例えば市営住宅、火葬場などがあげられます。これらの分類によって、受益者と公費の負担割合が変わり、第 1 分類、第 3 分類は公費または受益者負担どちらかが 100%、第 2 分類、第 4 分類では、公費と受益者がそれぞれ 50% ずつとなっております。

続いて、2 ページの中段になりますが、使用料の検討にあたりましては、料金の設定にあたり、コスト算定を行うため、該当するすべての施設、65 施設について実態調査を実施いたしました。

コストの算定にあたっては、人件費や光熱水費などの維持管理経費や固定資産の減価償却費から、施設の 1 ㎡・1 時間あたりの原価を計算しています。また一般開放のような個人利用など、この計算方法が相応しくないものについては、利用形態に応じた適切な計算方法を用いております。

今回の改定案につきましては、実態調査の結果に基づき、負担の公平性と適正化を図るため改定が必要と思われる施設について抽出したうえで、市内他施設との均衡や近隣他市の状況、さらには社会情勢等を踏まえ、最終的に 4 施設の改定としております。

それでは、施設使用料の改定案の概要について、施設ごとに順にご説明いたします。資料につきましては、5 ページに別表 1 として詳細な内容が記載されておりますので、そちらをご覧ください。

はじめに、スポーツ広場の夜間照明についてであります。近年の電気料金値上げの影響等を踏まえ、1 時間につき 1,000 円から 1,200 円に改定いたします。改定の検討内容については、資料 2 に掲載しております。資料 2 の改定検討調査表の 7 ページをご覧くださいと思います。

一番上の No. 35 のスポーツ広場（夜間照明）のところになりますが、この表の見方としましては、実態調査における 1 時間あたりの維持管理コストは 4,126 円となっております。負担割合は、先ほどご説明した 2 ページの図の区分でいいますと、第 2 分類に該当しますので 50% が受益者負担となります。よって、原価計算上は、4,126 円×50% で 2,063 円となっております。つまり、現在設定している使用料 1,000 円に対して、かかっているコストは 2,063 円ということの意味しています。この結果をもとに、施設を所管する担当課の意見を踏まえるとともに、近年電気料金が全体的に 20% 程度増加している状況等を踏まえ、今回 1,000 円から 1,200 円へ引き上げることとしたものであります。

○高宮会長： 料金改定が 1,200 円となる理由について、もう 1 度詳しい説明をお願いします。

○事務局（青山）： かかっている原価が 4,126 円で、負担割合は半分の 50% のため、2,063 円となります。現在の使用料は 1,000 円です。コスト計算上では使用料を 2,000 円に上げなければならない結果が出ておりますが、急激な引き上げは利用者の負担が大きくなってしまふこと、また、北海道電力の近年の値上げ率が 20% 程度であることを踏まえ、今回 1,000 円から 1,200 円の 20% 増額としております。

次に社会教育施設に関する使用料の改定についてご説明いたします。資料 1 の 5 ページをご覧ください。

まず、双葉小学校の中にあるカルチャーセンター（陶芸室）についてです。こちらにつきましては、施設の利用面積が、当初 2 教室利用できていたものが、現在は半分の 1 教室へ縮小されている経緯がございます。このことから、原価計算や他の類似施設の状態を踏まえ、現在 1 時間 300 円の使用料を 200 円に引き下げるものであります。合わせて、1 日利用につきましても、2,800 円から 1,800 円に引き下げることであります。

続いて、紅南小学校内にあるカルチャーセンターについてです。カルチャーセンターにつきましては、公民館や学び交流センターといった他の社会教育施設との整合を図るため、維持管理コストの増加を踏まえ、1 時間につき会議室を 300 円から 400 円、和室を 100 円から 200 円、音楽室を 300 円から 400 円、多目的室を 200 円から 300 円に改定し、合わせて 1 日利用についても引き上げることとされています。

最後に、学び交流センターです。こちらにつきましては、他の類似施設と比べて使用料が低い状況になっていることや、近年施設の修繕を実施してきていることから、維持管理コストの増加を踏まえ、今回改定することとしています。内容につきましては、1 時間につき研修室を 100 円から 200 円に、視聴覚室を 200 円から 300 円に、多目的ホールを 300 円から 400 円に引き上げるものであります。合わせて 1 日利用についても改定しています。

以上が、施設使用料の改定内容となっております。

続いて、手数料の改定案の概要についてご説明いたします。3 ページをご覧ください。

手数料につきましては、使用料と同様、すべての手数料について実態調査を実施し、人件費及び物件費を中心とする業務経費の 1 件あたりのコストを基本に、近隣他市の状況等を考慮したうえで最終的な改定案としています。6 ページから 7 ページに別表 2 として詳細な内容が記載されておりますので、そちらをご覧ください。

はじめに、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料についてです。これは従来新築のみの制度でありましたが、新たに既存住宅の増改築をした場合も認定申請が可能となったことから、今回手数料を新設するものであります。手数料の設定につきましては、主に審査にかかる人件費コストに対する単価となっております。認定業務に係る国が示している審査時間を勘案して算出しております。

次に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する認定申請手数料についてです。6 ページから 7 ページにかけて記載している内容となります。これは新たに法律が制定されたことに伴い、今回手数料を新設するものとなります。かなり細かい区分に分かれておりますが、内容としましては、わかりやすくご説明いたしますと、新築及び省エネ改修を行う場合に、建物の断熱性や気密性、通気性などが国の定めた省エネ基準をクリアしているかどうかを審査するものとなっております。

最後に、し尿・浄化槽汚泥処理手数料の改定についてです。改定の検討内容については、資料 3 に掲載しております。資料 3 の改定検討調査表の 3 ページをご覧ください。実態調査の結果、し尿処理事務に係る業務経費から算出した 1 リットルあたりの原価は 13.3 円となっております。この原価計算を踏まえるとともに、全道他市の平均が約 6.7 円であるという状況を勘案し、今回 1 リットルにつき 5 円から 7 円に改定するものであります。処理人口は約 6,000 人となっており、1 人あたり年間約 2,000 円の負担増となります。また、先日 23 日（月）に開催された石狩市議会総務常任委員会において、改定の概要説明を行っており、1 人あたり年間約 2,000 円の負担増となることは影響が大きいとの意見がありましたので、ご報告いたします。

続きまして、今回の使用料及び手数料の改定による影響額についてご説明します。資料 1 の 3 ページをご覧ください。平成 26 年度の実績ベースで試算した結果、使用料の影響額については約 48 万円の増を見込んでおります。また、4 ページになりますが、手数料の影響額については約 1,400 万円の増を見込んでおります。新設された建築の手数料については、新たな制度であり件数を見込むことが困難であることから、影響額としては 0 としております。以上が改定案の概要となります。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。資料 4 をご覧ください。この表の中で、左側のローマ数字Ⅲとなっている項目が、使用料、手数料等審議会となっております。第 2 回目の開催を 8 月上旬に予定しております。ここで今回の使用料及び手数料改定案の答申をいただく予定となっております。

その他、7月にパブリックコメントを実施し、本年12月に議会への提案、そして平成29年4月改定実施というスケジュールを予定しております。

以上で私からの説明を終わります。

○高宮会長： 資料1の4ページに記載している審議等についてですが、受益と負担の公平性の観点から全市的な見直しを行う必要があったことから検討を進めてきたとありますが、必要性の具体的な説明をお願いします。

○事務局（青山）： 基本方針にあるように、使用料、手数料の基本的な考え方としては、受益と負担の公平性の観点に立って、利用者とその他市民の方との負担のルールを定めるものとして、また市の財政の健全化としても重要なものであると認識しております。一方で利用者側の視点も必要であると認識しておりまして、多角的な視点に立って適正に設定する必要があると考えています。

今回、使用料、手数料全てを検討してきましたが、その経過について少し詳しく説明いたしますと、使用料は65施設、手数料は246事務あります。これらについて、平成26年度の実績をベースとして実態調査を行い、この結果を踏まえて改定の検討をしております。

まず、現在設定している使用料、手数料が、かかっている経費に対して、多すぎるのか少なすぎるのか、一定の基準を設けて検討する対象を抽出しています。具体的には、原価に対して使用料、手数料を90%以下しかもらっていない少なくとも、150%以上もらっているようであれば多すぎるといった一定の許容範囲を持たせる考え方の中で、第一段階として客観的な目安をおいて、その上で具体的な状況や他自治体の料金設定等を踏まえ、検討する対象を絞り込んでいます。具体的な数としては、使用料は65施設から33施設に絞り込んでおり、この一覧が資料2となっています。また、手数料は246事務を21事務に絞り込んでおり、資料3が一覧となります。このような検討経過を踏まえまして、最終的に今回改定する使用料については4施設、手数料は1事務としているところであります。

○高宮会長： 障がい者、生活困窮者への配慮はどのように考えていますか。

○事務局（青山）： 市では減免規定がありまして、減免する施設や内容を定めています。例えば今回の改定案にあります社会教育施設の場合、社会教育団体が使用する料金は2分の1としています。その他、学校関係で施設を使用する場合は10分の10を減免するなどの規定を設けております。

○事務局（大塚）： 基本的には小中学生は100%減免が基本となっています。文化系につきましては2分の1の減免としています。また、身体障がい者も100%減免を基本としているなど、実態として、多くの方が減免規定に該当するものと思います。

○清野委員： 減免に関する条項については、どのように決定しているのでしょうか。

○事務局（大塚）： 市の内部決定となっております。その審議は過去に本審議会においてご意見をいただいた上で決定しております。

○清野委員： 今回減免について改定する考えはなかったのでしょうか。

○事務局（大塚）： 今回は使用料65施設、手数料246事務の総点検を行いました。定期的な見直しを行うことで、次回に大幅な値上げや値下げとならないように適時修正をしていく考えでしたので、減免規定まで踏み込んでおりません。

○清野委員： 今回の使用料、手数料の改定案の妥当性を判断する上で、管内他市と比較して、石狩市の水準がどうなのか、他市のし尿処理手数料の状況など、比較できる資料がほしいです。

○事務局（大塚）： 今回はコスト計算だけではなく、他市の状況や値上げの幅なども考慮してお

りますが、比較できる資料を付けておりませんでしたので、し尿処理については次回資料をお示しいたします。し尿処理の 5 円から 7 円の改定については、原価が 13 円かかっている状況で、いきなり 13 円に上げることはできないことから、全道の平均が約 7 円であることを踏まえて料金を設定しております。

○高宮会長： し尿処理だけではなく、全体の説明を補完する意味で比較できる資料がほしいです。

○事務局（大塚）： 施設の料金の場合、他との比較が難しい部分もございますので、できる範囲で比較資料をお示ししたいと思います。

○事務局（青山）： 今回改定する社会教育施設の比較資料につきましては、資料 2 の 2 ページ、54 番以降をご覧くださいと思います。今回改定する箇所は網掛け部分になりますが、料金の設定については、担当所管の意見を踏まえるとともに、社会教育施設全体のバランスを考慮しながら検討を進めてきました。カルチャーセンター（紅南小学校）は、平均で、面積 108 ㎡、現行使用料は 225 円、改定後は 325 円となります。3 ページの 58 番、学び交流センターは、平均面積 99 ㎡、現行使用料 150 円、改定後 250 円となり、カルチャーセンターより低い状況ですが、利用者の急激な負担増を考慮した内容となっております。また、公民館は平均面積 88 ㎡、現行使用料 350 円となっております。このように、施設間のバランスを考慮しながら検討を進めてきました。

○高宮会長： 資料 2 の 2 ページにあります、45 番の有料公園施設（野球場）について、使用料を多く取っているということは、分類としては第 1 分類に近いという考え方でしょうか。

○事務局（青山）： 分類としては第 2 分類になりますが、原価に対して使用料が多い状況です。これは、札幌市など市外からの利用者が多く、値下げしてしまうと、市外の利用者がさらに増え、石狩市民の利用者が利用しにくくなるということを考慮した上での料金となっております。

○高宮会長： 資料 1 の 3 ページ、改定案による影響額としては概ね 1,450 万円程度の影響額を見込んでいるとありますが、この額と影響額の見込みの表との見方を教えてください。

○事務局（青山）： 使用料と 4 ページにある手数料の影響額を合わせた数字となっております。

○高宮会長： 使用料の 48 万円という影響額からすると、市の財政にはあまり影響がないようにも感じます。

○事務局（青山）： 影響額としては小さいですが、受益と負担の公平性の観点から改定するものとなっております。

○高宮会長： その他に意見がないようでしたら、事務局から何かございますか。

○事務局（大塚）： 委員のみなさまにおかれましては、ご審議賜りありがとうございました。今回の会議の開催についてですが、本日に引き続き、使用料、手数料の改定案の審議を予定しております。時期は 8 月上旬になるかと考えております。同時に 7 月から 1 ヶ月間パブリックコメントを行い、市民のみなさまの意見も聞きながら、その意見のお知らせも次回できるかと思います。また、他市との比較につきましても、早急に資料をお送りし、次回もご審議をいただいて、最終的には答申までまとめていただければと思います。事務局からは以上です。

○高宮会長： ただいま事務局から説明があったとおり、次回は、本日の審議内容を踏まえたうえで、再度審議を行い、答申を行う予定ですのでよろしく願いいたします。  
それでは、これにて閉会いたします。本日はありがとうございました。

平成 28 年度第 1 回石狩市使用料、手数料等審議会会議録  
平成 28 年 5 月 25 日 10:00~10:50

議事録確定 平成 28 年 5 月 25 日

石狩市使用料、手数料等審議会 会 長 高宮 則夫